



新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方へ 国民健康保険および後期高齢者医療制度の 保険税(料)減免、傷病手当金の申請について

【国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の減免】

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が減少したなどの場合は、国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の減免を受けることができます。

- ▶ **対象者**／①世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病(1か月以上)した場合
- ②世帯の主たる生計維持者の今年の事業収入など(事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入のいずれか)が、前年と比べて10分の3以上減少する場合で、次のいずれにも非該当の場合
 - ・自己都合による退職
 - ・倒産および解雇による離職(国民健康保険税のみ)→非自発的失業者の保険税軽減制度を適用
 - ・対象者の前年度所得の合計が1000万円超
 - ・対象者の減少が見込まれる種類以外の前年所得の合計が400万円超
 - ・対象者の前年中の所得が未申告または0円
- ▶ **減免税額**／①の方→全額免除
- ②の方→全額免除または一部を減額
- ▶ **対象期間**／令和元年度 第6期(2月分)のみ
令和2年度 第1期(7月)から第9期(令和3年3月)まで
- ▶ **申し込み**／令和3年3月31日まで
※事前に、お電話でお問い合わせください。



【国民健康保険および後期高齢者医療制度の傷病手当金】

- ▶ **対象者**／新型コロナウイルス感染症に感染した(発熱などの症状があり感染が疑われる)方で、事業主から給与などの支払いを受けていること。
- ▶ **支給対象日数**／療養のため労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた無給の日数
ただし、労務に服することができなくなった日から起算して3日間は対象外です。
- ▶ **1日あたりの支給額**／直近の継続した3か月の給与など収入(賞与を除く)の合計÷就労日数×3分の2
- ▶ **適用期間**／令和2年1月1日以降、療養のため労務に服することができない期間(入院が継続する場合などは、最長1年6か月まで)
- ▶ **申し込み**／事前に、お電話でお問い合わせください。